

令和 4 年度熊本市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度熊本市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第 2 条 予算第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正)	(計)
(1) 主要な建設改良事業			
管渠布設費	6,009,000千円	87,909千円	6,096,909千円
ポンプ場、処理場築造費	4,573,900千円	△ 887,659千円	3,686,241千円
固定資産購入費	9,005千円	15,089千円	24,094千円
建設改良費（雨水）	742,257千円	△ 74,174千円	668,083千円

(収益的收入及び支出の補正)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収	入	
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第 1 款 下水道事業収益	20,554,167千円	△ 99,941千円	20,454,226千円
第 1 項 営業収益	12,269,837千円	45,048千円	12,314,885千円
第 2 項 営業外収益	8,201,946千円	△ 114,310千円	8,087,636千円
第 3 項 特別利益	82,384千円	△ 30,679千円	51,705千円

	支	出	
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第 1 款 下水道事業費用	18,082,376千円	△ 36,550千円	18,045,826千円
第 1 項 営業費用	16,140,019千円	46,102千円	16,186,121千円
第 2 項 営業外費用	1,881,083千円	△ 70,414千円	1,810,669千円
第 3 項 特別損失	56,274千円	△ 12,238千円	44,036千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,836,275千円は、過年度分損益勘定留保資金 7,420,827千円、当年度分損益勘定留保資金 753,272千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 662,176千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,296,960千円は、過年度分損益勘定留保資金 7,420,827千円、当年度分損益勘定留保資金 259,303千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 616,830千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 資本的収入	12,222,919千円	△ 368,745千円	11,854,174千円
第1項 企業債	6,793,200千円	22,100千円	6,815,300千円
第2項 企業債(雨水)	286,800千円	△ 22,100千円	264,700千円
第4項 補助金	4,674,091千円	△ 358,938千円	4,315,153千円
第5項 補助金(雨水)	284,190千円	△ 10,220千円	273,970千円
第6項 負担金	170,878千円	413千円	171,291千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 資本的支出	21,059,194千円	△ 908,060千円	20,151,134千円
第1項 建設改良費	11,251,727千円	△ 832,956千円	10,418,771千円
第2項 建設改良費(雨水)	742,257千円	△ 74,174千円	668,083千円
第3項 企業債償還金	9,055,210千円	△ 930千円	9,054,280千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

(変更分)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 築造事業	5,873,200	証書借 入又は 証券 発行	年5%以 内。ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる場 合、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 とする。	政府資金等 について は、その融 資条件によ り、銀行そ の他の債 権者と協定 するところ による。た だし、財政 の都合によ り繰上償還 することが ある。	5,913,800	補正前に同じ		
流域下水道 築造事業	40,000				21,500			
公共下水道 築造事業 (雨水)	286,800				264,700			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	1,298,610千円	△ 109,084千円	1,189,526千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からの補助金を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 補助金	5,049,682千円	△ 47,814千円	5,001,868千円

熊 本 市 長 大 西 一 史